府令・省令

○内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、令第一号

産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第四十八号）及び産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十三年政令第百八十七号）の施行に伴い、並びに産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）の規定に基づき、並びに同法及び産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法施行令（平成十一年政令第二百五十八号）を実施するため、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十三年六月二十九日

内閣総理大臣　菅　直人
総務大臣　片山　善博
財務大臣　野田　佳彦
厚生労働大臣　細川　律夫
農林水産大臣　鹿野　道彦
経済産業大臣　海江田万里
国土交通大臣　大畠　章宏
環境大臣　江田　五月

産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法施行規則の一部を改正する命令

内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号

産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法施行規則（平成二十一年内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

目次中「事業革新設備導入計画」を「事業革新新商品生産設備導入計画」に、「第三十七条」を「第三十七条の十一」に改める。

第四条中第四項を削り、第五項を第四項とする。

第五条第一項中「以内」の下に「（法第十三条第一項の規定により主務大臣が公正取引委員会に協議する場合を除く。）」を加え、「（同法第２条第４項第１号に規定する事業革新（同条第９項に規定する事業革新設備の導入を含む。）を行う者として）（同法第２条第４項第２号に規定する事業革新（同条第９項に規定する事業革新設備の導入を含む。）を行う者として）」を削る。

第六条第三項中「である場合にあっては」を「である場合にあっては、」に改め、「、変更後の事業再構築計画が新たに事業再構築の実施のために事業革新設備を導入する旨を記載する場合にあっては認定事業再構築計画の写し及び第二十四条第二項第三号から第六号までに掲げる書類」を削り、同条第五項中「以内」の下に「（法第十三条第一項の規定により主務大臣が公正取引委員会に協議する場合を除く。）」を加える。

第九条中第四項を削り、第五項を第四項とする。

第十条第一項中「以内」の下に「（法第十三条第一項の規定により主務大臣が公正取引委員会に協議する場合を除く。）」を加え、「（同法第２条第５項に規定する経営資源再活用及び同法第２条第４項第２号に規定する事業革新（同条第９項に規定する事業革新設備の導入を含む。）を行う者として）」を削る。

第十一条第三項中「である場合にあっては」を「である場合にあっては、」に改め、「、変更後の経営資源再活用計画が新たに経営資源再活用の実施のために事業革新設備を導入する旨を記載する場合にあっては認定経営資源再活用計画の写し及び第二十四条第二項第三号から第五号までに掲げる書類」を削り、同条第五項中「以内」の下に「（法第十三条第一項の規定により主務大臣が公正取引委員会に協議する場合を除く。）」を加える。

第十四条中第三項を削り、第四項を第三項とする。

第十五条第一項中「第九条第五項」を「第九条第四項」に改め、「以内」の下に「（法第十三条第一項の規定により主務大臣が公正取引委員会に協議する場合を除く。）」を加え、「（同法第２条第６項に規定する経営資源融合（同条第９項に規定する事業革新設備の導入を含む。）を行う者として）」を削る。

第十六条第三項中「（変更後の経営資源融合計画が新たに経営資源融合計画の写し及び第二十四条第二項第三号から第五号までに掲げる書類）」を削り、同条第五項中「第九条第四項」に改め、「以内」の下に「（法第十三条第一項の規定により主務大臣が公正取引委員会に協議する場合を除く。）」を加える。

第十九条第三項第一号中「第二条第十二項」を「第二条第十項」に改める。

第二十条第一項中「同条第12項」を「同条第10項」に改め、同条第二項ただし書中「されている場合」の下に「及び法第十三条第一項の規定により主務大臣が公正取引委員会に協議する場合」を加える。

第二十一条第七項ただし書中「されている場合」の下に「及び法第十三条第一項の規定により主務大臣が公正取引委員会に協議する場合」を加える。

「第五節　事業革新設備導入計画」を「第五節　事業革新新商品生産設備導入計画」に改める。

第二十四条の見出し及び同条第一項中「事業革新設備導入計画」を「事業革新新商品生産設備導入計画」に改め、同条第二項第三号中「事業革新設備が法第二条第九項に規定する設備である」を「事業革新新商品生産設備が法第二条第九項各号に掲げる要件に該当する」に改め、同項第四号を削り、同項第五号中「事業革新設備」を「事業革新新商品生産設備」に改め、同号を同項第四号とし、同項第六号中「事業革新設備」を「事業革新新商品生産設備」に改め、同号を同項第五号とする。

第二十五条の見出し中「事業革新設備導入計画」を「事業革新新商品生産設備導入計画」に改め、同条第一項中「事業革新設備導入計画」を「事業革新新商品生産設備導入計画」に、「事業革新設備」を「事業革新新商品生産設備」に改める。

第二十六条の見出し中「認定事業革新設備導入計画」を「認定事業革新新商品生産設備導入計画」に改め、同条第一項中「認定事業革新設備導入計画」を「認定事業革新新商品生産設備導入計画」に改め、同条第二項中「事業革新設備導入計画」を「事業革新新商品生産設備導入計画」に改め、同条第三項中「認定事業革新設備導入計画」を「認定事業革新新商品生産設備導入計画」に改め、同条第四項中「事業革新設備導入計画」を「事業革新新商品生産設備導入計画」に改める。

第二十七条の見出し中「認定事業革新設備導入計画」を「認定事業革新新商品生産設備導入計画」に、「認定事業革新設備導入事業者」を「認定事業革新新商品生産設備導入事業者」に改める。

第二十八条（見出しを含む。）中「認定事業革新設備導入計画」を「認定事業革新新商品生産設備導入計画」に改める。

第二十九条第二項第三号中「第二条第十三項第１号」を「第二条第十一項第１号」に改める。

第三十条第１項中「第２条第13項第１号」を「第２条第11項第２号」に、「第２条第13項第２号」を「第２条第11項第３号」に改める。

第三十五条の次に次の八条を加える。

（法第二十一条の二第一項に規定する法人）

第三十五条の二　法第二十一条の二第一項に規定する主務省令で定める法人は、次に掲げるものとする。

一　法第二十一条の二第一項の認定事業者である株式会社がその持分の全部を有する法人（株式会社を除く。）又は外国法人

二　法第二十一条の二第一項の認定事業者である株式会社及び特定完全子法人（当該認定事業者である株式会社が発行済株式の全部を有する株式会社並びに前号に掲げる法人及び外国法人をいう。以下この項において同じ。）又は特定完全子法人がその持分の全部を有する法人又は外国法人

2　前項第二号の規定の適用については、同号に掲げる法人又は外国法人は、同号に規定する特定完全子法人とみなす。

（募集事項の通知等を要しない場合）

第三十五条の三　法第二十一条の二第一項の規定により読み替えて適用する会社法（平成十七年法律第八十六号）第二百一条第五項に規定する法第七十五条第二項に規定する主務省令で定める場合は、認定事業者である株式会社が会社法第二百一条第二項に規定する期日の二週間前までに、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の規定に基づき次に掲げる書類（同項に規定する募集事項